

営業許可書

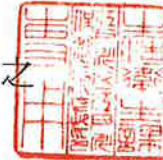
営業者住所 東京都江東区佐賀一丁目1番12号

営業者氏名 株式会社 フコックス 様

(法人の場合は、主たる事務所の所在地及び名称)

平成 25年 7月 4日 付けで申請のあった食品営業については、
食品衛生法第52条の規定により、下記のように許可します。

江戸川区江戸川保健所長 山川 博之



平成 25年 7月 25日

記

- 1 営業所の所在地 東京都江戸川区南篠崎町四丁目28番17号
- 2 営業の種類 菓子製造業
- 3 営業所の名称、屋号又は商号 東京ロジセンター
- 4 許可条件

本許可の効力は 平成 25年 8月 1日から
平成 33年 7月 31日までとします。

(教示)

- 1 この許可に不服がある場合には、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この許可日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、許可の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可日の翌日から起算して1年を経過すると許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、許可の取消しの訴えを提起することができます。

0000007250

届 出 事 項

収 受 年 月 日 及 び 収 受 番 号	件 名	印
平成 第 . . 号		印
平成 第 . . 号		印
平成 第 . . 号		印